

焼津市告示第223号

焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）別表63号の3の項の市長が定める機関を定める件（平成25年焼津市告示第111号）の全部を改正する。

平成29年7月4日

焼津市長 中野弘道



焼津市手数料条例別表第71号の市長が定める機関は、次の表のとおりとする。

申請の区分	市長が定める機関
非住宅建築物（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「基準省令」という。）Iに規定する住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅に係る申請（基準省令Iに規定する住宅をいう。）	登録住宅性能評価機関
複合建築物（基準省令Iに規定する住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）に係る申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である者

備考

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。